

公営競技に伴う紛争事案の初動措置要領について（通達）

〔最終改正 平成28. 12. 27 例規備一・総・務・生企・地域・刑企・交企・市企第59号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

京都競馬及び向日町競輪の開催に伴い発生が予想される競技の判定等をめぐる紛議と、これに起因して派生する集団的な暴行、器物損壊、放火等の未然防止を図るため、必要な初動措置要領を定めたもので、昭和56年12月1日から実施しています。